（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第七条　（略）

２・３　（略）

４　法第十四条第八項の届出は、直ちに行うものとする。ただし、診断した同条第七項に規定する疑似症の患者の症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合は、当該届出をすることを要しない。

５　法第十四条第八項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第十四条第七項に規定する感染症の患者又は当該感染症により死亡した者（以下この項において「患者等」という。）の氏名及び生年月日

二　患者等の職業及び住所

三　患者等が成年に達していない場合にあっては、その保護者の氏名及び住所（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

四　患者等の症状

五　患者等の所在地

六　当該患者の初診年月日又は当該死亡した者の検案年月日及び死亡年月日

七　診断又は検案した医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名

八　その他感染症のまん延の防止及び当該患者の医療のために必要と認める事項

第九条の六　（略）

２　法第十五条の三第七項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、「報告」とあるのは「通知」と、「連絡先、健康状態並びに同条第一項の通知をした検疫所長の氏名」とあるのは「連絡先並びに健康状態」とする。

（情報の公表等）

第九条の八　法第十六条第三項の厚生労働省令で定める情報は、都道府県知事が必要と認める情報とする。

（経過の報告）

第二十三条の八　法第四十四条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する報告は、厚生労働大臣の求めに応じて行うものとする。

（新感染症に係る検査及び報告）

第二十三条の九　第十条の二第一項の規定は、法第四十四条の十一第五項の検査について準用する。

２　第十条の二第二項及び第三項の規定は、法第四十四条の十一第六項の報告について準用する。

（新感染症に係る検体の採取を行う場合の通知事項）

第二十三条の十　第十条の規定は、法第四十四条の十一第九項及び第十項において法第十六条の三第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

（新感染症に係る検体の採取等）

第二十四条　第十条の規定は、法第四十四条の十一第十項及び第四十五条第三項において法第十六条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第七条　（略）

２・３　（略）

（新設）

第九条の六　（略）

（新設）

（経過の報告）

第二十三条の八　法第四十四条の五第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する報告は、厚生労働大臣の求めに応じて行うものとする。

（新感染症に係る検査及び報告）

第二十三条の九　第十条の二第一項の規定は、法第四十四条の七第五項の検査について準用する。

２　第十条の二第二項及び第三項の規定は、法第四十四条の七第六項の報告について準用する。

（新感染症に係る検体の採取を行う場合の通知事項）

第二十三条の十　第十条の規定は、法第四十四条の七第九項及び第十項において法第十六条の三第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

（新感染症に係る検体の採取等）

第二十四条　第十条の規定は、法第四十四条の七第十項及び第四十五条第三項において法第十六条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。